



東員環第 48 号
平成27年8月31日

桑名広域清掃事業組合
管理者 伊藤 徳宇 様

東員町長 水谷 俊郎

桑名広域清掃事業組合ごみ処理施設整備事業に係る
環境影響評価方法書に対する意見について

このことについて、三重県環境影響評価条例第9条の規定に基づく意見
は下記のとおりです。

記

環境影響評価を行う過程において、項目及び手法の選定等
に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて
選定した項目及び手法の見直しや追加調査、予測及び評価
を行うこと